東京都港区芝浦 1 丁目 1 番 1 号 株式会社東芝 取締役会 御中

東京都港区虎ノ門 5 丁目 12 番 13 号 ザイマックス神谷町ビル 7 階 プロアクト法律事務所 第 181 期定時株主総会 第 4 号議案取締役候補者 弁護士 竹 内 朗

取締役会に対するご質問とご回答のお願い

株式会社東芝(以下「東芝」という)は、東芝 IT サービス株式会社 (以下「TSC」という)で発覚した架空循環取引の問題に関し、TSC及 び東芝デジタルソリューションズ株式会社(以下「TDSL」という)を対 象として行った調査(以下「本調査」という)について、2020 年 2 月 14 日に「当社子会社における実在性の確認できない取引に関する調査結果及 び今後の対応について」を開示されました。

この問題に対する東芝のご対応について、取締役会がどのようなご認識をお持ちなのかは、東芝の中長期的な企業価値向上のために重要な点であることから、第 181 期定時株主総会において議決権を行使する株主の皆様にとって有益な情報となるものと考えております。

つきましては、小職は、取締役候補者として、不祥事対応の教科書と言われる末尾に抜粋する「上場会社における不祥事対応のプリンシプル」の内容に即して、以下のとおり 4 点をご質問させていただきます。

取締役会におかれましては、その趣旨をご理解賜りまして、ご回答下さいますようお願い申し上げます。

なお、本書面は小職の一存において出状していることと、株主の皆様に有益な情報を伝えるために本書面及び取締役会からのご回答を小職において公開する可能性があることを申し添えます。

4

+

【質問1】必要十分な調査範囲の設定

本調査の調査対象範囲は、「TSCにおける本件取引及びその類似の架空取引又は循環取引に関する事実認定(TSCにおける取引の実在性確認調査及び TDSL グループにおける取引の実在性確認調査を含む。)並びに本件取引の実在性及び循環取引に対する TSC 役職員の関与及び認識に関する事実認定」「東芝の連結財務諸表における会計処理」「本件取引の原因の究明及び再発防止策」とされています。

しかし、東芝の株主にとっての最大関心事は、

- ○2015年11月に架空循環取引が開始されてから2019年11月に東京 国税局の調査を受けて把握するまでの4年間、東芝のTSC及び TDSLに対する子会社管理・グループ内部統制はどのような状況であったのか?
- 〇前回の会計不正対応の真っ只中にあった 2015 年 11 月に TSC で架空 循環取引が開始されるのを、なぜ東芝は「予防」できなかったのか?
- ○4年間にわたり合計 26 件、売上高 435 億円、売上総利益 18 億円に 上る規模の架空循環取引を、なぜ東芝は「発見」できなかったのか、 東京国税局の調査を受けるまでなぜ自らの手で「発見」できなかった のか?
- ○TSC の架空循環取引の「予防」と「発見」に失敗した東芝の子会社管理・グループ内部統制にはどのような問題があったのか? という点であるところ、これらの点は本調査の調査範囲から外されており、実際に調査も行われていません。

このような本調査の調査範囲の設定について、取締役会は「必要十分な調査範囲を設定」したものと判断されたのでしょうか。もしそのように判断されたのであれば、その理由をご回答いただきたく存じます。

【質問2】根本的な原因の解明

本調査では、原因分析として、「社内規程の規定上及び運用上の不備」「社内における牽制機能の不十分さ」「α部部長への業務の属人化」「本件取引の実施に対する TSC における危機意識の欠如・正当化」「本件取引に関する業務を担っていた甲氏個人の動機・正当化」を指摘されています。

+

しかし、これらはいずれも、TSCにおける原因分析にとどまっており、東芝の株主にとっての最大関心事である

○TSCの架空循環取引の「予防」と「発見」に失敗した東芝の子会社 管理・グループ内部統制にはどのような問題があったのか? という点について、根本的な原因は何も解明されていません。

このような本調査の原因分析について、取締役会は「根本的な原因を解明」したものと判断されたのでしょうか。もしそのように判断されたのであれば、その理由をご回答いただきたく存じます。

【質問3】根本的な原因に即した再発防止策

本調査では、再発防止策の提言として、「直送取引の取扱いの制限」「社内規程の整備、規程どおりの運用の徹底」「牽制機能の強化」「定期的な人財ローテーションによる業務の属人化の防止」「役職員に対する教育の強化」「社内評価制度の見直し」を指摘されています。

しかし、これらはいずれも、TSC及び TDSL における再発防止策にと どまっており、東芝の株主にとっての最大関心事である

○TSCの架空循環取引の「予防」と「発見」に失敗した東芝の子会社 管理・グループ内部統制にはどのような問題があったのか? という点について、根本的な原因に即した再発防止策は何も示されていません。

このような本調査の再発防止策について、取締役会は「根本的な原因に 即した実効性の高い方策」であると判断されたのでしょうか。もしそのよ うに判断されたのであれば、その理由をご回答いただきたく存じます。

【質問4】「コンプライアンス有識者会議」の新設

東芝は、TSCの架空循環取引に対する再発防止策として、2020年7月8日に「コンプライアンス有識者会議」を新設されました。再発防止策は「根本的な原因に即した実効性の高い方策」であることが求められますが、取締役会は、どのような根本的な原因に即したものとして、コンプライアンス有識者会議を新設されたのか、ご回答いただきたく存じます。

2016年2月24日日本取引所自主規制法人

上場会社における不祥事対応のプリンシプル ~確かな企業価値の再生のために~

企業活動において自社(グループ会社を含む)に関わる不祥事又はその疑義が把握された場合には、当該企業は、必要十分な調査により事実関係や原因を解明し、その結果をもとに再発防止を図ることを通じて、自浄作用を発揮する必要がある。その際、上場会社においては、速やかにステークホルダーからの信頼回復を図りつつ、確かな企業価値の再生に資するよう、本プリンシプルの考え方をもとに行動・対処することが期待される。

①不祥事の根本的な原因の解明

不祥事の原因究明に当たっては、必要十分な調査範囲を設定【質問1】の上、表面的な現象や因果関係の列挙にとどまることなく、その背景等を明らかにしつつ事実認定を確実に行い、根本的な原因を解明【質問2】するよう努める。

(略)

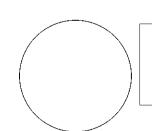
③ 実効性の高い再発防止策の策定と迅速な実行 再発防止策は、**根本的な原因に即した実効性の高い方策【質問3】【質問4**】とし、迅速かつ着実に実行する。 (略)

差出人 〒105-0001 東京都港区虎ノ門5丁目12番13号ザイマックス神谷町ビル7階 プロアクト法律事務所

受取人 〒105-0023 東京都港区芝浦1丁目1番1号 弁護士 竹 内 朗

株式会社東芝 取締役会 御中





証明文が印刷されます

